

(3) 視聴覚ライブラリー

県視聴覚ライブラリーは、社会教育や学校教育において視聴覚的な学習媒体を活用して学習効果を高めるため、教材の貸出し、指導・助言などを行っている。

一方、近年の科学技術の進展による新しい情報機器の開発や県民の多様化し、高度化している学習要求に対して、視聴覚教育は新たな対応が求められている。

したがって、今後は、視聴覚教育教材の利用の拡大と、時代に即応する視聴覚教育の技術や新しい情報機器を利用した教育方法の開発を促進するため、県視聴覚ライブラリーの整備充実に努めるとともに、市町村視聴覚ライブラリーのセンターとして機能の充実を図る必要がある。

第2項 市町村立社会教育施設

(1) 公民館

公民館は、地域住民の生活に密着した最も親しみのある社会教育施設であり、昭和58年度において中央館、地区館を合わせて288館が設置されている。一方、公民館の事業の遂行の上で最低限必要な建物の専用面積は、「公民館の設置及び運営に関する基準」（文部省告示、昭34）により330m²以上とされており、この基準以上の公民館は288館のうち222館である（表3-3-2）。

今後は、「公民館の設置及び運営に関する基準」を踏まえ、地域の人口動態等諸条件を勘案して整備を図るとともに、充実した公民館活動が行われるよう設備の整備充実を促進する必要がある。

(2) 図書館

市町村立図書館は、昭和58年度において12市町村に17館設置されているが、地域住民の身近にあって気軽に利用できる市町村立図書館の整備は十分とは言えない（表3-3-3）。

したがって、今後は、市町村立図書館の設置及び公民館図書室などの整備充実を図る必要がある。また、県立図書館を中心として公共図書館等の相互の援助・協力体制を確立し、地域住民の要望に対応できるよう図書館奉仕活動の一層の充実を促進する必要がある。

(3) 視聴覚ライブラリー

情報量の増大や学習要求の多様化に対応し、社会教育や学校教育において視聴覚的な学習媒体を活用して学習効果を高めることができるよう、市町村視聴覚ライブラリーの設置を促進し

表3-3-2 公民館の設置状況

（単位：館）

区分	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	計
中央館	16	18	12	21	7	14	1	89
うち基準面積以上	15	18	12	18	5	14	1	83
地区館	54	51	2	29	7	22	34	199
うち基準面積以上	38	43	1	21	7	10	19	139
計	70	69	14	50	14	36	35	288
うち基準面積以上	53	61	13	39	12	24	20	222

注：1.「社会教育統計要覧」（昭58）による。

2. 基準面積以上の館数には、転用施設を含まない。

表3-3-3 図書館の設置状況

（単位：館）

設置者	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	計
市町村	1	4	2	2	0	2	6	17
法人	0	1	0	0	0	0	0	1

注：「社会教育統計要覧」（昭58）による。